

外国人患者受入れ体制に関する 厚生労働省の取組み

令和元年11月

厚生労働省医政局

外国人患者受入に関する環境整備(厚生労働省の取組)

現状

■ 外国人患者受入れのための環境整備が不可欠

※ 訪日外国人数：年間 3,119万人（2018年）、在留外国人数：約273万人（2018年12月）

■ 特に外国人観光客については、...(中略)...観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。（未来投資戦略2018(2018年6月閣議決定)）

医療機関の整備

■ 各地域の拠点となる医療機関の整備

- ・ 医療通訳者・医療コーディネーターの配置支援 等

■ 医療機関の院内体制整備支援

- ・ 院内案内表示、問診票等の多言語化 等

■ 医療通訳のシステム構築

- ・ 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等

■ 多言語の診療申込書等を厚労省HPで公開

- ・ 5か国語(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)で作成

■ 希少言語に対応可能な遠隔通訳サービス

- ・ 希少言語に対応可能な遠隔通訳サービスを提供

■ 医療コーディネーター等養成研修

- ・ 医療コーディネーター等の養成研修等を実施

■ 通訳機能等を備えたタブレット端末等の配置

- ・ 通訳機能等を備えたタブレット端末等を配置

※ 都道府県が選定した「外国人患者を受け入れる拠点的医療機関」を中心に支援

地域の受入体制強化

■ 都道府県単位でのモデル構築の支援

- ・ 医療機関、観光業界等を含め横連携するために、都道府県単位で、多分野の関係者による議論の場の設置、地域固有の実情把握、情報発信等を行う

※2018年度は5箇所を実施

(北海道、東京都、三重県、京都府、大阪府)

■ 電話通訳の団体契約の利用促進

- ・ 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る

■ 外国人患者受入に係る医療機関向けマニュアルの作成

■ 都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- ・ 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。

- ・ 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。



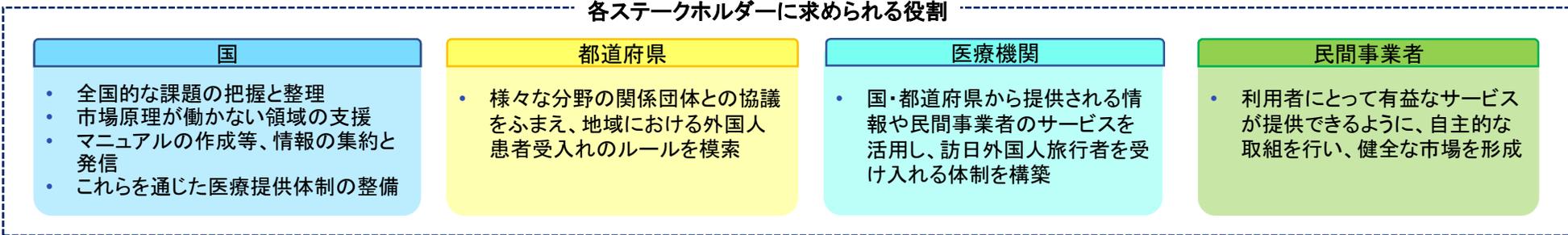
従来の取組

新たな取組(令和元年度)

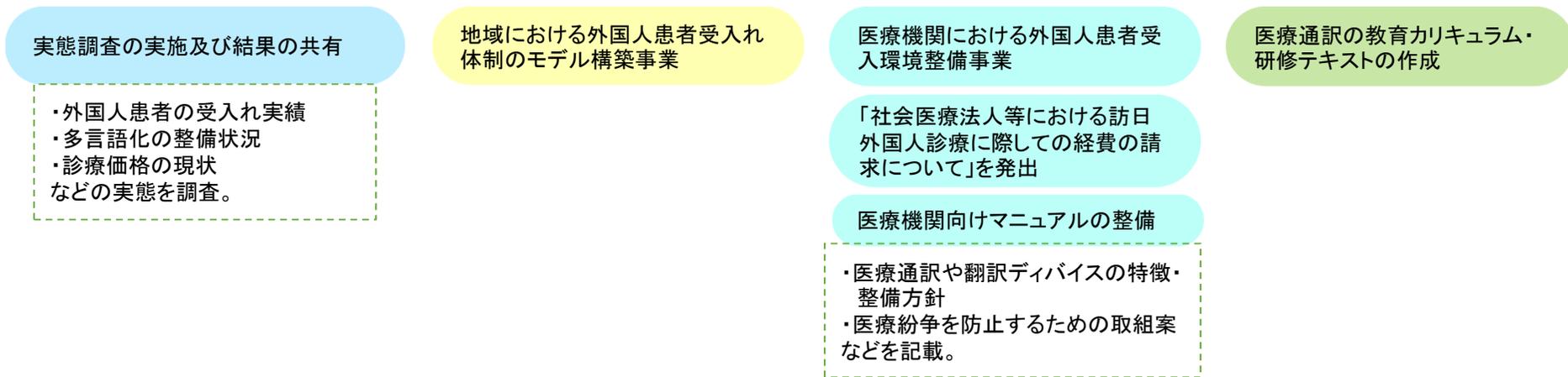
厚生労働省の取組

厚生労働省のこれまでの主な取組みの全体像

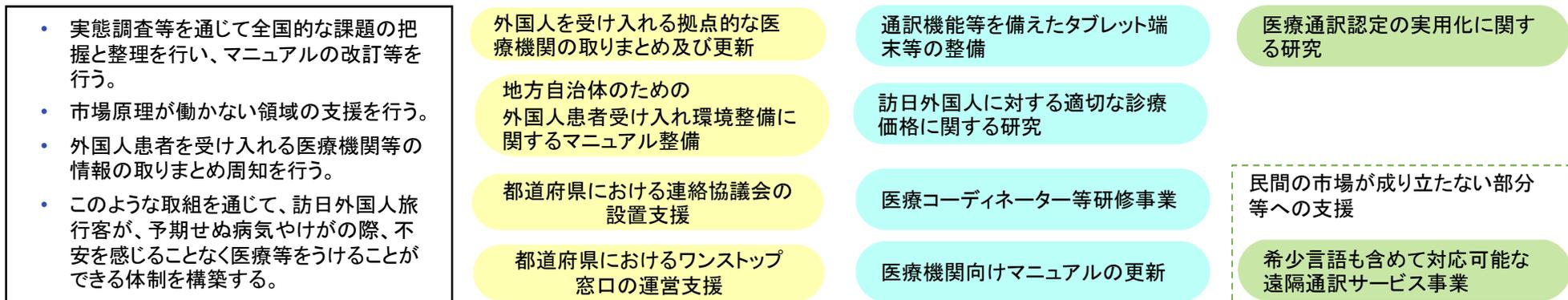
各ステークホルダーに求められる役割



厚生労働省のこれまでの主な取組



厚生労働省の今後の方向性



- 我が国の訪日外国人は3,119万人¹⁾(2018年)、在留外国人は約273万人²⁾(2018年12月)と増加傾向。
- こうした中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 未来投資戦略2017において掲げた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたため、今後は、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(※)を中心に、医療通訳者等の配置支援、電話通訳の利用促進等を通じて、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(参考)主な関係閣議決定等

- 経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和年6月 閣議決定)
- 未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、未来投資戦略2018(平成30年6月 閣議決定)、成長戦略2019(令和元年6月 閣議決定)
- 観光ビジョン実現プログラム2019 (令和元年6月 観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)決定) 等

① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

モデル都道府県を5程度選定

- 背景: 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要がある
- 事業概要: 都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信等を行い、地域特性に応じたモデルを構築



② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景: 電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要: とりまとめ団体³⁾と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い(団体契約)、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする



電話回線



インターネット回線や通信場号技術を用いた通訳端末



③ 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

拠点的な医療機関から10~箇所選定

- 背景: 地域の外国人患者受入の拠点となる医療機関における多言語対応等の体制整備を進める必要がある
- 事業概要:
 - ① 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(※)への医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
 - ② 拠点的な医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言

※外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関
「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼)」(平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号)に基づき選出された医療機関

1) 日本政府観光局, 2) 法務省, 3) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等

背景

- 2018年の訪日外国人は3,119万人にのぼり、訪日外国人が増加する中、外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要である一方、医療機関においては、意思疎通や未収金発生の問題などの課題が指摘されている。
- 「自民党政務調査会 外国人観光客に対する医療PT」が、「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」(平成30年4月27日)を取りまとめ、以下の対応策を行うことが求められた。
- 政府の健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置され、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)が取りまとめられた。

「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」における要望(抄)

- **外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備**
 - 国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、[対策協議会の設置](#) やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度中に開始する。
- **医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上**
 - 自治体と関係機関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また(略)[ワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける](#)。
- **医療機関等における外国人観光客への研修強化**
 - 医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。
(略)また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、[重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成](#)と配置を進める。
- **医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備**
 - [医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う](#)。(略)2019年度中に、少なくとも[地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要なICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべき](#)である。
 - [希少言語については](#)、国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、[整備は全国単位で考えていく](#)ことを検討する。

実施する事業

都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。



- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。

希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

- 民間サービスがなく、行政が通訳者を確保することも難しい希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供。



Sila menjaga diri sendiri
Mangyaring alagaan ang iyong sarili
Выздоравливайте

医療コーディネーター等養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施。

通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備

- 外国人受入の拠点となる医療機関に、受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備を支援。